

# 特定建設作業・工事のしおり

## 姫路市

騒音規制法、振動規制法、環境の保全と創造に関する条例（県条例）、及び姫路市公害防止条例（市条例）では、建設工事に伴って発生する騒音・振動について必要な規制を行うために、著しい騒音又は振動を発生させる作業を特定建設作業（特定建設工事）と規定し、施工者（元請業者）に対して、特定建設作業（特定建設工事）の実施の届出義務と規制基準の遵守が定められています。

### 特定建設作業・工事の届出について

#### 1 規制対象地域

特定建設作業・工事の騒音・振動が規制され、届出が必要な地域は、工業専用地域の一部を除く姫路市全域です。ただし、500m以内に住居がない地域では、県条例・市条例に該当する作業・工事について、届出の必要はありません。

#### 2 届出方法

届出書に作業工程表、付近見取図、その他必要な書類を添付して、環境政策室に2部（1部はコピー可）提出してください。

#### 3 届出時期

特定建設作業・工事開始の7日前までに提出してください。なお、長期にわたる特定建設作業・工事の場合、12ヶ月ごとに同一書類を提出してください。

#### 4 届出書の届出者欄について

届出書の届出者欄には、個人の場合、本人の住所・氏名を、法人の場合、原則として、本店の所在地・法人の名称・代表名を、本店が遠隔地にある場合、支店（営業所）の所在地・名称・支店長（営業所長）名を併記してください。

#### 5 問い合わせ先

姫路市環境政策室

姫路市安田四丁目1番地

TEL：079-221-2463・2464、FAX：079-221-2469

# 特定建設作業・工事の規制について

## 1 特定建設作業・工事の種類及び該当法規

特 定 建 設 作 業・工 事 の 種 類	該当法規
① くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業。（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	騒音規制法
② びょう打機を使用する作業	
③ さく岩機を使用する作業 〔作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。〕	
④ 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるもので、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	
⑤ コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。）	
⑥ バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業	
⑦ トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業	
⑧ ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業	
⑨ くい打機（もんけんを除く。）をアースオーガーと併用して使用する作業	県条例
⑩ ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業	
⑪ コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業	
⑫ インパクトレンチ又はこれに類するものを使用する作業を行う工事	市条例
⑬ もんけんを使用する作業を行う工事	
⑭ コンクリートカッターを使用する作業を行う工事 〔作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。〕	
⑮ 振動ローラー、タイヤローラー又はロードローラーのてん圧機械を使用する作業を行う工事 〔作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。〕	
⑯ コンクリートポンプ車を使用する作業を行う工事	

⑯ クレーンを使用する作業を行う工事	市 条 例
⑰ 発破作業を行う工事	
⑲ くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）またはくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	振 動 規 制 法
⑳ 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
㉑ 舗装版破碎機を使用する作業 〔作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る 2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。〕	
㉒ ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業 〔作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る 2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。〕	

※ 騒音規制法・振動規制法・県条例に該当する作業のうち、1日で作業が終了する場合、あるいは市条例に該当する作業のうち、2日以内で作業が終了する場合、該当する作業について、届出の必要はありません。

## 2 騒音・振動の基準

		騒音の基準	振動の基準	適用除外※
騒音・振動の大きさ	基準値	85デシベル	75デシベル	一
	測定位置	敷地境界線 (市条例の発破作業については、敷地境界線から300mの地点)		
作業時間	①の区域	午前7時から午後7時の間		イ、ロ、ハ、 ニ
	②の区域	午前6時から午後10時の間		
1日当たりの作業時間	①の区域	10時間/日を超えない		イ、ロ
	②の区域	14時間/日を超えない		
作業期間		連続6日を超えない		イ、ロ
作業日		日曜日その他の休日でない		イ、ロ、ハ、 ニ、ホ

### ※適用除外

- イ 災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合
- ロ 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ハ 鉄道・軌道の正確な運行確保のため必要な場合
- ニ 道路法による占用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）に条件がつけられた場合
- ホ 変電所の工事であって必要な場合

### 3 区域の区分

	騒音規制法に基づく地域区分	区域のめやす
①の区域	第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域
	第2種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域、市街化調整区域
	第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲概ね80mの地域	工業地域
②の区域	①以外の区域	

※具体的な位置については、姫路市環境政策室に問い合わせてください。

工事計画の策定にあたっては、現場周辺の状況等を調査し、できるだけ低騒音、低振動の工法を採用し、機械の操作を注意して行ってください。

## 勧告・命令・罰則等について

### 1 勧告及び命令

#### (1) 改善勧告

規制対象地域内で行われる特定建設作業・工事に伴って発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しく損なわると認められるときは、期限を定めて、騒音又は振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業・工事時間変更するよう勧告することがあります。

#### (2) 改善命令

改善勧告を受けたものが、その勧告に従わないで特定建設作業・工事を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うよう命令することがあります。

### 2 勧告及び検査

#### (1) 報告の徴収

特定建設作業・工事の実施状況や騒音・振動の防止の方法について報告を求めることがあります。

#### (2) 立入検査

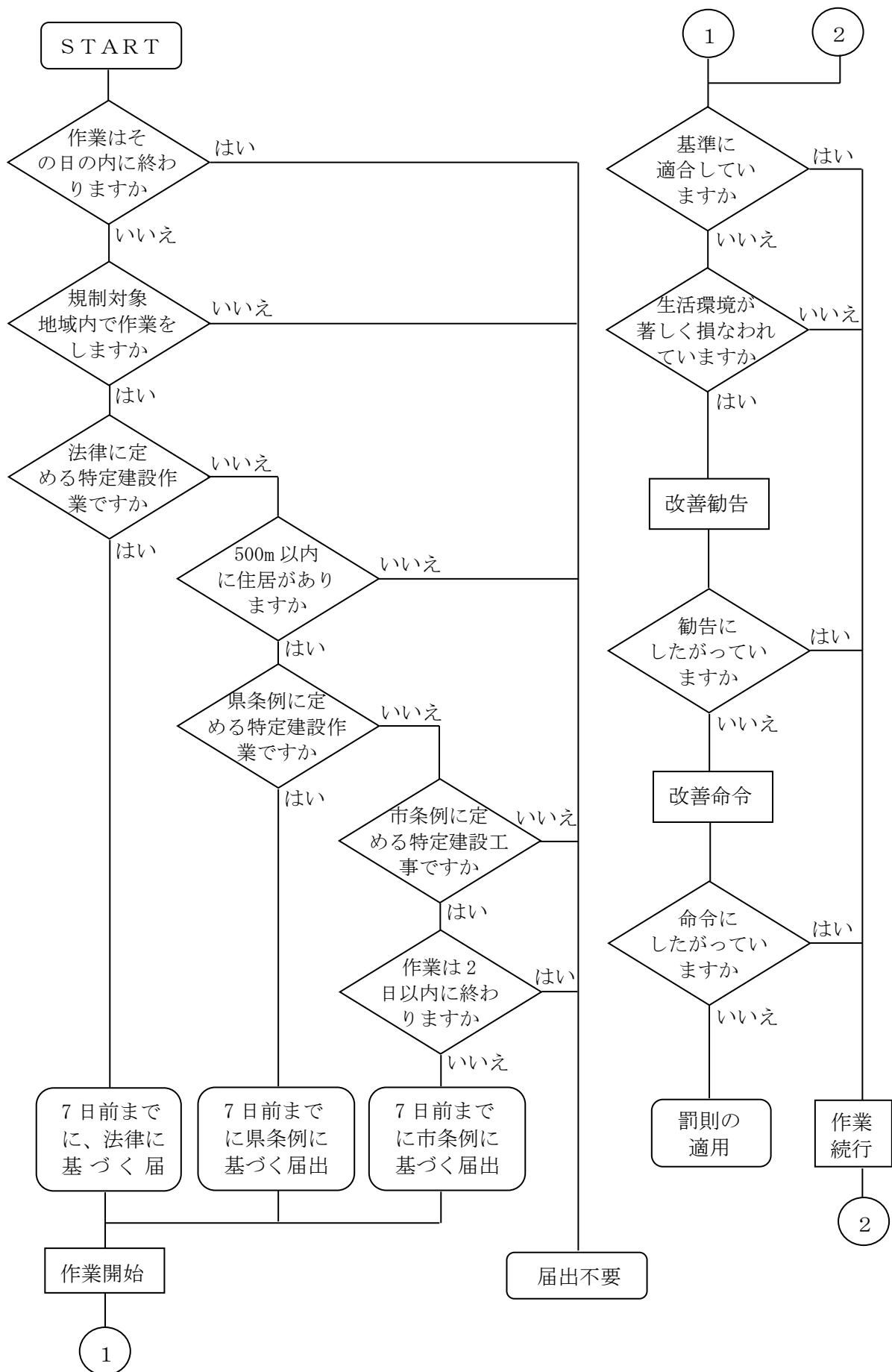
建設工事の場所に立入り、特定建設作業・工事に使用されている機械、騒音・振動を防止するための施設または関係書類を検査することがあります。

なお、立入検査をする際、職員は必ず身分証明書を携帯しています。

### 3 罰則

届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合、改善命令に従わない場合、報告や検査を拒む場合などこれら法律や条例の規定に違反したものに対しては、罰則の適用があります。

## 特定建設作業・工事の届出と規制のしくみ



特定建設作業      }  
特定建設工事      }   実施時の注意事項

姫路市農林水産環境局環境政策室

特定建設作業・特定建設工事については、下記の事項に留意して、実施してください。

記

- 1 騒音規制法・振動規制法等の趣旨を理解し、特定建設作業・特定建設工事についての諸規則を遵守すること。
- 2 作業の実施にあたっては、事前に付近住民に作業概要、作業期間、作業時間等を説明すること。
- 3 作業の実施に際し、騒音・振動等により付近住民に、被害を及ぼさないこと。原則として、日曜日、休日、夜間は作業を行わないこと。
- 4 苦情処理の担当者を選任し、作業の実施に伴い紛争が生じた場合、速やかに適切な処理をすること。
- 5 機械の搬入、土砂の運搬等のため、大型車を運行する場合は、通行経路、通行時間等を充分検討しておくこと。
- 6 下請業者が工事を行う場合は、その作業内容を充分把握し、防音、防振等について指導しておくこと。

# 特定建設作業・工事実施届出書

年 月 日

(宛先) 姫路市長

届出者 住 所 〒

氏名 (名称及び代表者)

電 話

電子メール

担当者氏名

特定建設作業・工事を実施するので、

騒音規制法・振動規制法第14条第1項(第2項)  
環境の保全と創造に関する条例第59条第1項(第2項)  
姫路市公害防止条例第35条

の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類			
建築物等の解体・改修工事の有無	解体有 <input checked="" type="checkbox"/> 改修有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (該当するものを○で囲む)		
解体・改修する建築物等の概要 (解体有・改修有の場合、右欄に記入) ※1	解体・改修する部分の延床面積		m <sup>2</sup>
	解体・改修する建築物等の建築年		年
石綿(アスベスト)の有無 (解体有・改修有の場合、右欄に記入) ※2	【大気汚染防止法届出対象 石綿含有建材】		
	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 吹付け石綿 <input type="checkbox"/> 石綿含有保温材 <input type="checkbox"/> 石綿含有断熱材 <input type="checkbox"/> 石綿含有耐火被覆材	<input type="checkbox"/> 無
特定建設作業・工事の種類	別紙のとおり		
	特定建設作業・工事に使用される機械の名称、型式及び仕様		
特定建設作業・工事の場所	姫路市		
特定建設作業・工事の実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( ) 日		
特定建設作業・工事の開始及び終了時間	作業開始	作業終了	作業日
	時	時	時間
騒音・振動の防止方法	別紙のとおり		
発注者の氏名及び住所等 法人にあっては代表者氏名	電話		
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話		
下請負人が特定建設作業・工事を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所等並びに法人にあっては、その代表者の氏名	電話		
下請負人が特定建設作業・工事を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者名及び連絡場所	電話		

\*この様式のほか、付近見取り図及び作業工程表をつけてください。

別紙

	特定建設作業・工事の種類	特定建設作業・工事に使用される機械の名称、型式及び仕様
騒音規制法	くい打機・くい抜機	
	びよう打機	
	さく岩機	
	空気圧縮機	
	コンクリートプラント	
	バックホウ	
	トラクターショベル	
県条例	ブルドーザー	
	くい打機(アースオーガー併用)	
	掘削機械	
姫路市公害防止条例	解体作業	
	インパクトレンチ	
	もんけん	
	コンクリートカッター	
	てん圧機械	
	コンクリートポンプ車	
	クレーン	
振動規制法	発破作業	
	くい打機・くい抜機	
	鋼球を使用する破壊	
	舗装版破碎機	
	ブレーカー	

騒音振動の 防 止 方 法	
---------------------------	--

※1 土地の形質変更(造成、解体整地、新築等に係る掘削及び盛土)を行う場合

土地の形質変更の面積 :  3,000m<sup>2</sup>以上、 3,000m<sup>2</sup>未満

- ・3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更の際は、土壤汚染対策法第4条に基づく「一定規模以上の土地の形質の変更届出書」の提出が必要になります。
- ・面積が不明の場合は、発注者に確認してください。

※2 建築物等の解体、改造又は補修作業を行う場合

石綿の有無について事前調査の方法 :  設計図書、 目視、 分析、 石綿含有みなし

- ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」(事前調査結果、石綿除去作業方法等を記載した標識)及び建材中の石綿分析結果の写し(石綿含有の有無が掲載されている箇所のみで可)を添付してください。
- ・大気汚染防止法第18条の17に基づく「特定粉じん排出等作業」又は環境の保全と創造に関する条例第57条に基づく「特定工作物解体等工事」に該当する場合、「特定粉じん排出等作業実施届出書」又は「特定工作物解体等工事実施届」の提出が必要になります。

## 記入例

## 特定建設作業・工事実施届出書

届出日を記入  
年 月 日

(宛先)姫路市長

届出者住所 〒670-0000

姫路市安田四丁目1番地

氏名(名称及び代表者)

○○建設株式会社  
代表取締役 姫路建一電話 079-221-1234  
電子メール xxx@ooo.com  
担当者氏名 網干 建男

特定建設作業・工事を実施するので、

騒音規制法・振動規制法第14条第1項(第2項)  
環境の保全と創造に関する条例第59条第1項(第2項)  
姫路市公害防止条例第35条

の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称		姫路市○○会館 改築工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類		(解体)鉄筋造 地上3階 (新築)鉄骨造 地上6階地下1階			
建築物等の解体・改修工事の有無		解体有・改修有・無 (該当するものを○で囲む)			
解体・改修する建築物等の概要 (解体有・改修有の場合、右欄に記入) ※1	解体・改修する部分の延床面積		840 m <sup>2</sup>		
	解体・改修する建築物等の建築年		昭和48年		
石綿(アスベスト)の有無 (解体有・改修有の場合、右欄に記入) ※2	【大気汚染防止法届出対象 石綿含有建材】 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 吹付け石綿 <input type="checkbox"/> 石綿含有保温材 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 石綿含有断熱材 <input type="checkbox"/> 石綿含有耐火被覆材				
	【環境の保全と創造に関する条例届出対象 石綿含有建材】 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 石綿含有成形板(スレート・石膏ボード・Pタイル等) <input type="checkbox"/> 石綿含有仕上塗材 <input type="checkbox"/> 石綿含有下地調整材 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他				
特定建設作業・工事の種類		別紙のと			
特定建設作業・工事に使用される機械の名称、型式及び仕様		別紙のと			
特定建設作業・工事の場所		姫路市○○町○丁目○○番地			
特定建設作業・工事の実施期間		○年 ○月 ○日 ~ ○年 ○月 ○日 ( ○○日)			
特定建設作業・工事の開始及び終了時間		作業開始 8時	作業終了 17時	作業日 日曜・祝日を除く	実働時間 8時間
騒音・振動の防止方法		別紙のとお		1日の実働時間	
発注者の氏名及び住所等 法人にあっては代表者氏名		姫路市安田四丁目1番地 姫路市○○○○課 電話 221-1111		実働時間	
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所		安田 建二		現場責任者の氏名と現場事務所の電話番号を記入	
下請負人が特定建設作業・工事を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所等並びに法人にあっては、その代表者の氏名		姫路市本町○○土木 広畑 建三		電話 ○○○-○○○○	
下請負人が特定建設作業・工事を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者名及び連絡場所		飾磨 建太		下請負人が工事を請け負う場合のみ記入 電話 ○○○-○○○○	

\*この様式のほか、付近見取り図及び作業工程表をつけてください。

	特定建設作業・工事の種類	特定建設作業・工事に使用される機械の名称、型式及び仕様
騒音規制法	くい打機・くい抜機	
	びよう打機	
	○ さく岩機	××社製○○式ブレーカー PU60H(0.35m <sup>3</sup> ) 1台
	空気圧縮機	
	コンクリートプラント	
	バックホウ	
	トラクターショベル	
	ブルドーザー	
県条例	○ くい打機(アースオーガ併用)	△△社製○式アースオーガ D-50H 50kw 1台
	○ 掘削機械	○○社製バックホウ AB-200(0.5m <sup>3</sup> ) 1台
	○ 解体作業	○○社製バックホウ AB-200(0.5m <sup>3</sup> ) 1台
姫路市公害防止条例	インパクトレンチ	
	もんけん	
	コンクリートカッター	
	てん圧機械	
	コンクリートポンプ車	
	クレーン	
振動規制法	発破作業	
	くい打機・くい抜機	
	鋼球を使用する破壊	
	舗装版破碎機	
	○ ブレーカー	××社製○○式ブレーカー PU60H(0.35m <sup>3</sup> ) 1台

騒音振動の防音規制法	<ul style="list-style-type: none"> <li>付近住民に対して工事内容等を説明し、住民の要望を十分に配慮した。</li> <li>使用する機械は、すべて防音・防振型とする。</li> <li>防音シートを取り付ける。</li> <li>エンジンの無駄な空ぶかしはしない。</li> <li>乱暴な操作は行わない。</li> </ul>
------------	---

## ※1 土地の形質変更(造成、解体整地、新築等に係る掘削及び盛土)を行う場合

土地の形質変更の面積 :  3,000m<sup>2</sup>以上、  3,000m<sup>2</sup>未満

- 3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更の際は、土壤汚染対策法第4条に基づく「一定規模以上の土地の形質の変更届出書」の提出が必要になります。
- 面積が不明の場合は、発注者に確認してください。

## ※2 建築物等の解体、改造又は補修作業を行う場合

石綿の有無について事前調査の方法 :  設計図書、 目視、 分析、 石綿含有みなし

- 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」(事前調査結果、石綿除去作業方法等を記載した標識)及び建材中の石綿分析結果の写し(石綿含有の有無が掲載されている箇所のみで可)を添付してください。
- 大気汚染防止法第18条の17に基づく「特定粉じん排出等作業」又は環境の保全と創造に関する条例第57条に基づく「特定工作物解体等工事」に該当する場合、「特定粉じん排出等作業実施届出書」又は「特定工作物解体等工事実施届」の提出が必要になります。